

2010年5月21日

中皮腫・アスベスト疾患 患者と家族の会 尼崎支部  
事務局 飯田 浩  
(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)

1969年の特別措置法に引き続いで、公害健康被害補償法を国がつくったのは 1973 年(昭48)です。

- ・ 尼崎市は日本経済の高度成長期、大気汚染による公害指定地域として有名になりました。気管支喘息に苦しむ人がふえ、1987年には5,700人の認定患者、累計では11,000人を越えています。

公害指定地域は1988年3月に解除され、新規の認定も打ち切りになりましたが、この大気汚染が影響して、市内人口も最大55万人から現在は46万人にまで減っています。

- ・ 大気汚染公害による喘息に苦しむ患者さんには、補償給付があり、例えば55才～59才の1級の患者さんであれば月々34万円(男)の障害補償費が支払われます。

そして、入院、通院に対してはそれぞれ3万円～2万円を超える療養手当が支払われ、不幸にして亡くなった場合には66万円の葬祭料と遺族に対して月々30万円の遺族補償が10年間支給されます。

また、15才未満の認定患者児童を扶養する人には、今は該当者はありませんが級別に11万円～2万円の月々の児童補償手当もあります。(労災では遺族などに大学生以下月4万～1万の就学援護費あり。)

- ・ 労災補償の水準には及ばないとしても、アスベスト被害について、多くの人々は公害と認識しており、石綿救済法と公害補償との格差にはどうしても納得がいきません。

- ・ クボタ旧神崎工場周辺の被害者について、国が被害の程度や範囲について何の調査をすることもなく、また司法関係者の手をわざらわせることもまったくなく、被害者と加害者の直接交渉によって、「救済金」制度の早期成立に到りました。

- ・ 2005年4月26日に故前田恵子、土井雅子、そして今も療養中の早川義一という3人の患者さんがはじめてクボタと面談しました。

話し合いは、怒号の中でといったものでなく、終始冷静な雰囲気の中で、仕事で石綿を取り扱ったことがなく、クボタ旧神崎工場の近くに居住していたことしか原因が考えられないこと、抗がん剤や入院費用が高くて経済的に厳しいこと、クボタの従業員への対応に比べてその適用がない自分たちへの何らかの対応が必要と考えているといったことが、淡々と語られ、これが「救済金」制定につながる出発点となりました。

- ・ クボタに対しては、これまでに患者の側から切実な要望書や仮払い要請が出されています。Aさんは2006年9月に54才で亡くなりましたが、子供の進学とマンションの支払いを心配し、ギリギリまで職場（金融関係）に出かけていくという壮絶な闘病生活でした。
  - ・ Bさんは非正規の社員である時に発病され、入院費用はもちろん、生活資金の借入や教育ローンの返済で本当に辛い思いをされました。
  - ・ 全国には同じようなケースが数知れずあるものと思われます。  
せめて医療費だけでもと悲鳴を上げていた患者・家族にとって、石綿救済法の制定は本当に一時の安らぎを与えてくれるものでした。しかし、この法律は家族の生活の安心を保障するものにはまったくないし、また、被害当事者が不幸にして亡くなれば、遺族には何も残されないという恐ろしく残酷な制度となっているのです。  
石綿に対する規制を怠ってきた人たちがヌクヌクと生活し、その被害者が日々の暮らしに怯えるというようなことは、絶対にあってはならないことです。
  - ・ 対象疾病を労災と差別なく拡大させると同時に、被害者とその家族が安心して生活していく制度に改善することを強く強く要求するものです。
  - ・ もう一つ、肺がん認定の問題があります。  
尼崎市は突出して中皮腫患者の多い都市ですから、当然石綿に起因する肺がんの患者さんも相当数おられるはずです。  
実際、残念なことに尼崎市は全国的に見ても肺がんのみならず、がん患者全体の死亡率の大変高い自治体として知られております。中皮腫の患者で見られたように、経済的な理由で治療が遅れたり中断したりして、その結果死亡率が高まっていることも充分に考えられます。  
石綿に起因する肺がんの認定を進めるために、市内の肺がん患者の徹底した調査が必要ではないでしょうか。職業歴、居住歴、クボタからの距離、画像判定、石綿小体や纖維の本数、種類の確認——私自身、クボタの近隣に限って言えば、まだまだアスベストによる肺がんが隠れているという印象を持っていますが、この調査を進めることによって、居住歴や時期・年数、距離と石綿曝露量との関係も明らかになり、救われる被害者もふえると考えられますが、全国的な基準としても役に立つはずです。
- 真剣に肺がん患者の救済を考えてもらいたいと訴え、私の発言を終らせていただきます。
- ありがとうございました。

以上

## 要　　望　　書

株式会社クボタ 代表取締役社長 幡掛 大輔 殿

- 一. 平成 11 年 6 月発病以来過去に支払いした治療費入院費を全額補償して下さい。(正確な金額は申告の為領収書を税務署に渡しているので現在わかりません。約 350 万円から 400 万円位と思います。)
- 二. これから医療費を直接の中皮腫の治療に限らずすべて補償して下さい。抗ガン治療薬等の副作用で他の臓器も悪くなっています。手術の傷跡も未だにかゆく皮膚科医院にも通院しています。
- 三. 入院雑費の支払いお願いします。  
入院日数×1,300 円＝ (現在入院中の為手元に資料なく日数不明です。)
- 四. 通院交通費の支払いお願いします。  
市バス 400 円×日数＝ タクシーの時たまに有り。
- 五. 発病の為充分に仕事が出来ない体になり、大幅に減収になっています。発病後の減収になった所得と発病前の所得の差額を補償して下さい。発病前と比べると現在年収 250 万円も減少しています。250 万円×6. 5 年＝1,625 万円。別途これから定年までの分も、これは発病しなかった場合の有ったであろう年収増は含んでいません。  
大卒後勤続 31 年になりますが今年の税込年収は 500 万円くらいしかありません。去年支払いした医療費が年 2 回のボーナスより多かったと思います。給与収入だけでは生活出来ず住宅資金にと貯めていた預金を引き出して補填しています。
- 六. 病状がこれ以上悪化し退職した場合には、65 才まで現在の月収以上を補償して下さい。
- 七. 介護が必要になった時ヘルパー費用を補償して下さい。
- 八. 社員並みに疾病補償 1,500 万円他毎月の療養手当補償して下さい。死亡した場合社員並みに 1,700 万円補償して下さい。
- 九. 貴社の「石綿疾病者特別対策取扱い基準」より以上の補償を私並びに周辺住民被害者に実施して下さい。

十. 経済的な苦痛だけでなく肉体的並びに精神的な苦痛にもはなはだしいものがあります。47才で発病し、後半の人生が台無しになりました。発病後左胸膜左肺が無くなり、大変辛く苦しい生活を強いられています。今まで約9回位入退院を繰り返しています。自宅療養したいのですが高校生の息子もあり、生活の為フラフラの体で会社へ行っています。年々体調悪くなり、現在少し歩くだけで苦しくなり、自転車に乗れず階段も上がれません。10月17日より今現在も県立尼崎病院に入院中です。

精神的損害に対する慰謝料の支払いお願いします。

十一. その他 八の補足・・・肉体的精神的苦痛により自殺した場合にも死亡補償して下さい。

※ 現在入院中ですが、職場復帰出来るかどうか大変不安です。

※ さいごに、貴社の従業員の発病者には大変手厚い補償が実施されています。自分の意志で勤めていた人達です。

それに比べ周辺住民被害者には何の落度もありません。アスベストを取り扱う仕事で生活の糧を得た事は有りません。見舞金200万円だけでは大変不公平で理不尽です。貴社の従業員以上の手厚い補償をお願いします。

ところで貴社は日経新聞による総合企業ランキング79位の超優良企業です。決算予定も税引前1,350億円税引後750億円も利益計上しています。(数字は記憶による) 600億円も納税するので有れば仮に100億円を周辺住民救済の為費用計上すれば、200人以上の被害者が救われるのでは無いでしょうか。その方が人道的で世の為人の為となり、企業の社会的責任を果たす事になります。結果、社会的評価イメージもアップし業績の向上につながると思います。

そうしない場合は、公害企業として永遠に暗い影がつきまとう事になると思います。

平成17(2005)年11月22日 県立尼崎病院病室533にて

玉井 悅二

尼崎市長洲本通1丁目

(2006年9月逝去 54歳)

(尼崎市)

公告

22年度

賃 償 収 支 給 漢 一 聲 表

(平成22年4月1日改正)

(単位:円)

連 帳 の 程 度	標準給付の種類	年齢階層	障害補償費(月額)						遺族特償費(月額)	遺族特償費(月額)	
			特 級	1 級	2 級	3 級	男子	女子	男子	女子	
昭和 65.4.2以降	19歳以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
昭和 60.4.2～昭和 65.4.1	20～24歳	234,800	210,900	188,000	164,300	94,000	82,150	56,400	49,290	164,500	143,800
昭和 55.4.2～昭和 60.4.1	25～29歳	272,600	235,800	226,000	189,200	113,000	94,600	67,800	56,700	197,300	165,500
昭和 50.4.2～昭和 55.4.1	30～34歳	311,400	247,200	264,800	260,600	132,400	100,300	79,440	60,180	231,700	175,500
昭和 45.4.2～昭和 50.4.1	35～39歳	349,800	257,360	303,200	210,700	151,600	105,350	90,960	63,210	265,300	184,400
昭和 40.4.2～昭和 45.4.1	40～44歳	385,800	262,260	339,200	215,600	169,600	107,800	101,760	64,680	296,800	188,700
昭和 35.4.2～昭和 40.4.1	45～49歳	404,600	254,500	358,000	207,900	179,000	103,950	107,400	62,370	313,200	181,900
昭和 30.4.2～昭和 35.4.1	50～54歳	407,700	249,000	361,100	202,400	180,550	101,200	108,330	60,720	316,000	177,100
昭和 25.4.2～昭和 30.4.1	55～59歳	384,160	233,500	337,500	192,900	168,750	96,450	101,250	57,870	285,300	168,800
昭和 20.4.2～昭和 25.4.1	60～64歳	290,700	212,200	244,100	165,600	122,050	82,800	73,230	49,680	213,600	144,900
昭和 15.4.2～昭和 20.4.1	65～69歳	261,100	206,900	214,500	160,300	107,250	80,150	64,350	48,090	187,700	140,300
昭和 15.4.1以前	70歳以上	269,500	213,400	223,200	166,800	111,600	83,400	66,960	50,040	195,400	145,900
※ 合計額			46,600 円								

療養手当	入院	通院	
日 数	15日以上	8～14日	1～7日
月 額	35,900	33,900	25,000

奉祭料	1 人	664,000
-----	-----	---------



(株) ハボウ殿

当面の生活資金の返扱い依頼について

Bさん 1952.8.1

今般、中皮膚を発症するに伴い、6月上旬より、勤務が不可能となり、非正社員の身分でありますため、即、収入(月約20万円)が途絶え、現在、収入としては、パート勤務の妻の収入(月約12万円)のみととなっており、現状の家計の收支の概略は下記の通りであり、不足分は、妻の親及姉妹、私の勤務先からの借り入れ、計150万円でございます。(但し、貯金は無し)。

一 記

・ 収入	妻の給手	120,000円
・ 支出	私の各種返済	45,000円
	妻の各種返済	48,000円(教育ローン返済含む。)
	公共料金	20,000円
	各種保険	18,000円
	食 費	60,000円
	家 費	87,000円
	其 の 他	15,000円
	計	322,000円

更に、6月、7月分の医療費として、それぞれ各約90,000円 -  
計180,000円の支払いやあります。

( なお、同居家族は、私、妻、娘(アリス)、息子(専門学校生)の4名です。)

上記の人、借り入れが無ければ、家計は完全に破綻しております。  
御社からの、生活資金の返扱いの、速やかな実行を要請するものです。

以上

2006.10

(KTS)



クボタ

平成18年4月17日

## 旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する 救済金支払い規程制定の主旨について

当社は、平成17年4月、旧神崎工場の近くにお住まいの方の中に健康被害者が出ていていることをはじめてお聞きしました。それまで、当社の従業員が石綿疾患で療養したり亡くなっていることは承知しておりましたが、旧神崎工場の近くにお住まいの方が石綿による健康被害に苦しんでおられるとは、想像さえしていませんでした。

そこで、治療を受けておられる方と直接お金いして、過去に旧神崎工場で石綿を扱ってきた企業として社会的責任を果たすという観点から、また、永年当地で生産活動を行うことができたのも地域の皆様のご理解とご協力の賜物との感謝の意味からも、平成17年6月に「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対するお見舞金制度」（以下、「お見舞金制度」）を制定し、これに基づきお見舞金または弔慰金をお支払いしてまいりました。

お支払いの都度、治療を受けておられる方やご家族の皆様方から、実情やご要望をお聞きしました。その中で、当社と旧神崎工場の近くにお住まいの方の石綿健康被害との因果関係を明確にしてほしい、治療を受けておられる方やご家族の皆様方の置かれている厳しい現実に対して早急に救済なり補償に取り組んでほしい、さらには、中皮腫などの石綿起因の疾病について適切に診断できる医療機関や有効な治療方法開発の支援をしてほしいなどの要望をいただきました。

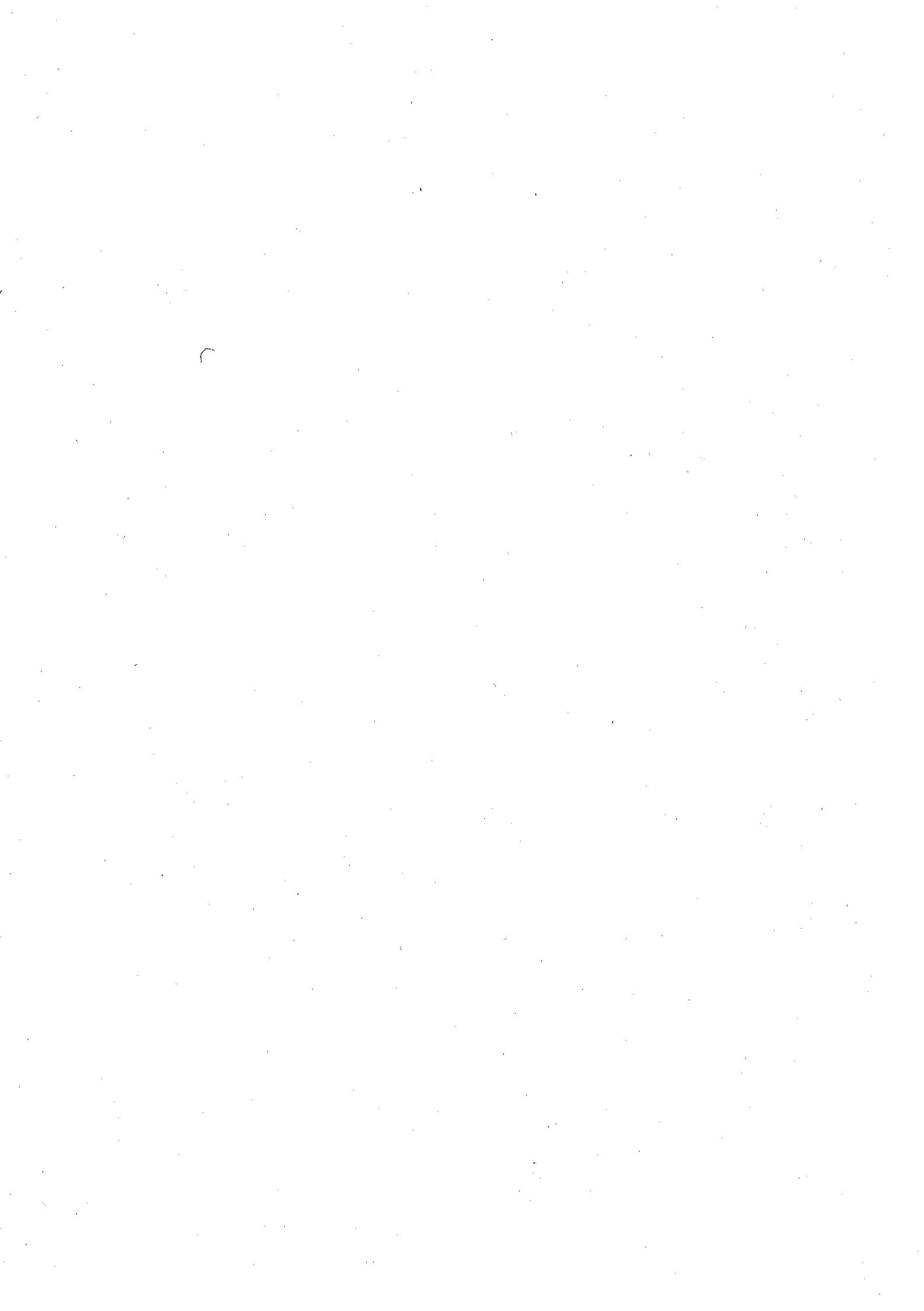
そして当社は、旧神崎工場の近くにお住まいの方の中に多くの健康被害者が出ている事実を歎嘆に受け止め、石綿を取り扱った事業者として道義的責任から、平成17年12月25日の「患者と家族の会」におきまして、治療を受けておられる方やご家族の皆様方に対し、深くお詫びとお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた方々に対しましても弔意を表明いたしました。

旧神崎工場の近くにお住まいの方の健康被害の原因に関しては、行政で健康被害者の聞き取り調査や石綿の飛散防止状況調査などが実施されているところであり、現状では、健康被害の原因が、旧神崎工場における石綿の取り扱いであると特定する根拠を見出すまでには至っておりませんが、旧神崎工場から石綿が飛散しなかつたとは言い切れず、旧神崎工場の近くにお住まいの方に影響を及ぼした可能性は否定できないと考えております。

しかしながら、健康被害の原因が未だ十分に明らかでないと考えるとしても、治療を受けておられる方やご家族の皆様方の厳しい状況への現実的な対応として、従来のお見舞金制度から一步踏み込む必要があるとの思いを強くしてまいりました。

そこで、個別の因果関係にとらわれることなく、石綿を取り扱ってきた企業の社会的責任から、治療を受けておられる方やご家族の皆様方の生活面でのご苦労、精神的なご苦痛を少しなりとも軽減することができるよう、国の「石綿による健康被害の救済に関する法律」とは別に、「旧神崎工場周辺の石綿疾病患者並びにご家族の皆様に対する救済金支払い規程」を制定いたしました。

以上



2010年5月21日

中央環境審議会御中

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会  
古嶋右春

### 夫の死

私の夫、古嶋美代司は昭和11年、兵庫県養父市に生まれ育ち、学校を卒業して、尼崎で1956（昭和31）年から1962（昭和37）年まで、6年1ヶ月間、日本通運尼崎支店に勤めていました。

夫は、大型トラックで神戸港からクボタ神崎工場までアスベストを運搬する仕事や、クボタ神崎工場内ではピット作業が主で、漁師さんが履く長靴を履いてピット掃除をさせられていきました。

アスベストの袋は、ドンゴロスで出来ており、目地の間や破れた穴からアスベストが空气中に舞い上がっていたのに、マスクもしないで全身真っ白になって作業していましたと夫から聞いています。

1959（昭和34）年に私たちは結婚し、翌年長女も生まれまして、当時の尼崎は光化学スモッグが頻繁に発生して、環境がよくないからと、長女が1歳の頃、明石へ移り住みました。

夫は定年後、自治会に参加したり、6人の孫の世話をしたりしながら、穏やかに暮らしていました。

ところが、2004（平成16）年12月、夫は足がむくみだし、お腹が異様にふくらんで階段を上がるのがつらくなりました。担当医から「若い頃、アスベストを扱う仕事をしませんでしたか」と尋ねられ、私は、初めて夫の口から日通でアスベストを扱う仕事をしていたことを聞いたのです。

私も家族もアスベストに関する知識など全くななく、石綿のことは何となく新聞やテレビを知っている程度でした。担当医がたまたま中皮腫に関する情報をもっておられたので、夫の病気が悪性腹膜中皮腫であることがわかりました。

「中皮腫」など、それまで見たことも聞いたこともない病名でした。有効な治療法もないまま、2005（平成17）年4月30日に自宅に帰ることなく、68歳で息を引き取りました。

年末に病院を受診してから、たったの4ヶ月です。夫が死ぬことの覚悟などできようはずもなく、この中皮腫という病気のおそろしさを思い知らされました。

### 娘の死

そんな中、同じ年の12月、今度は娘も悪性胸膜中皮腫にかかっていることがわかりました。

夫が亡くなって1周忌も終わらないうちに、また身内からアスベスト被害者が出て

のです。この残酷な事実を、娘も私も受けとめることが出来ませんでした。

娘がそれまで住んでいた地域や仕事には、アスベストに関係するものではなく、幼児のころ、日通で働いていた父親との接触のほかに原因が考えられません。私たちは、手を取りながら、「お父ちゃんを恨まんとこうね」と声を殺して泣きました。

娘は、平成11年に夫（42歳）と死に別れており、女手ひとつで18歳を筆頭に3人の子供を育てていました。ですから、「子供たちのために私は死ねない。お母ちゃん助けて」と必死に病気と闘っていました。

有効な治療法が見つからない中、温熱療法や漢方薬などあらゆる方法を積極的にためしました。

その費用は月10数万円かかり、娘の場合、パートの仕事もできなくなり、労災が適用されないので、病気とわかつてすぐに石綿新法の申請をしました。

ところが、認定期間は5年と切られ、月額10万円の療養手当では、到底まかねるものではありませんでした。

患者にとって期間を切られた時の精神的なダメージ、大学生を筆頭にまだ小学生をかかえる母親にとっては、あまりにつらい現実でした。

娘の容態が日増しに悪くなっていく中、アリムタが認可されましたが、抗がん剤治療に耐えるだけの体力は残されていませんでした。看病の甲斐なく、病気がわかつてわずか2年8ヶ月、2008（平成20）年8月31日、48歳の若さで娘はこの世を去りました。

### 遺族の生活保障を

当時、娘の長女22歳、長男20歳、次男15歳（中学生）で、両親を亡くしたため、次男の後見人の手続きから始まり、家の登記のことなど、費用も手間も大変でした。

石綿新法で定められた弔慰金と葬祭料の請求をしましたが、生前の療養手当などの給付で300万円を超えていたため、残り24万円しか支給されませんでした。

子供達の生活は就職して間のない長女・長男の収入と、次男に対しての遺族年金（父の）でまかなっています。内訳は、長女手取り15万円、長男手取り12万円、遺族年金10万円の中で生活しております。

我が家の場合、娘の長女・長男が就職し、少ないながらも収入があるので何とかやりくりできていますが、そのため次男の育英奨学金が対象にならず、教育費用（クラブ費用）をこの中から捻出しなければなりません。

少なくとも未成年ないし学生に対する保障制度を見直ししなければ、万が一長女・長男が学生であれば、もしくは失業していれば到底生活ができるものではありません。

次男のために長女・長男が犠牲になるようでは、亡くなった両親もうかばれません。

私は、大事な夫と娘の命をうばったアスベストが憎いです。子供達の幸せだけを願い、心を残して亡くなった娘が、今のままで可愛相です。